

地球温暖化対策計画書届出書

平成 22 年 6 月 22 日

名古屋市長 様

届出者 住 所 名古屋市東区東新町 1 番地
中部電力株式会社

氏 名 代表取締役社長 三田 敏雄
(代理人) 常務執行役員

高木 洋隆 印
名古屋支店長
(法人の場合は、所在地、名称及び代表者氏名)

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例第98条第1項の規定により、地球温暖化対策計画書の作成について、次のとおり届け出ます。

工場等の名称		中電千代田ビル		
工場等の所在地		名古屋市中区千代田二丁目 1 2 番 1 4 号		
業種等	業種	地球温暖化対策計画書のとおり。		
	業務部門における建築物の主たる用途	地球温暖化対策計画書のとおり。		
事業の概要		地球温暖化対策計画書のとおり。		
連絡先 注 1	担当部署	会社名・担当部署	中部電力株式会社 名古屋支店 総務部 総務・広報グループ	
		住所	〒460-8310 名古屋市中区千代田二丁目 1 2 番 1 4 号	
	担当者氏名	谷 光雄		
	電話番号等	電話番号	052-243-9100	
		ファクシミリ番号	052-269-1302	
		電子メールアドレス	Tani.Mitsuo@chuden.co.jp	
地球温暖化対策計画書		別添のとおり		
工場等番号		※		

注 1 連絡先には地球温暖化対策計画書の内容に関する担当部署名等を記入してください。

2 ※印のある欄は記入しないでください。

備考 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とします。

2 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあってはその代表者）が署名することができます。

地球温暖化対策計画書

1 地球温暖化対策事業者の概要等

※事業所番号

—

(1) 地球温暖化対策事業者の氏名等

地球温暖化対策事業者 (届出者)の氏名(法人にあつては名称)	中部電力株式会社
地球温暖化対策事業者 (届出者)の住所	〒 461-8680
	名古屋市東区東新町1番地

(2) 工場等の概要

工場等の名称のふりがな(ひらがな)		ちゅうでん ちよだびる		
工場等の名称		中電千代田ビル		
工場等の所在地		〒 460-8310		
		名古屋市中区千代田二丁目12番14号		
業種等	業種	<input type="checkbox"/> 農業 <input type="checkbox"/> 林業 <input type="checkbox"/> 漁業 <input type="checkbox"/> 鉱業	<input type="checkbox"/> 製造業 <input type="checkbox"/> 建設業 <input checked="" type="checkbox"/> 電気・ガス・熱供給・水道業 <input type="checkbox"/> 運輸・通信業	<input type="checkbox"/> 卸売・小売業・飲食店 <input type="checkbox"/> 金融・保険業 <input type="checkbox"/> 不動産業 <input type="checkbox"/> サービス業
	業務部門における建築物の主たる用途	<input type="checkbox"/> 工場 <input checked="" type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 百貨店 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 各種商品小売業 <input type="checkbox"/> その他の卸・小売業 <input type="checkbox"/> 飲食店	<input type="checkbox"/> ホテル・旅館 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 病院・医療関連施設
建築物の所有形態		<input checked="" type="checkbox"/> 自社ビル(自ら所有し自ら使用している建築物) <input type="checkbox"/> 賃貸ビル(賃貸している建築物)		
事業の概要 (工場等の事業内容)		営業販売および電気の安定供給に関する事業		

(3) 計画期間

計画期間(3年間)	平成 22 年 4 月 1 日	～	平成 25 年 3 月 31 日
-----------	-----------------	---	------------------

注 ※印のある欄は記入しないでください。

備考 業務部門における建築物の主たる用途の欄において、「百貨店」とは百貨店及びスーパーマーケット等で従業者が常時50人以上のものを、また、「各種商品小売業」とは、百貨店及びスーパーマーケット等で従業者が常時50人未満のものをそれぞれ指します。

指針第1号様式 その2

(4) 担当部署・連絡先

計画書の担当部署・連絡先	担当部署
	総務部 総務・広報グループ
	電話番号
	052-243-9100
	ファクシミリ番号
	052-269-1302
電子メールアドレス	
Tani.Mitsuo@chuden.co.jp	

2 地球温暖化対策計画書の内容の公表方法等

公表期間 (計画書を提出した日から 計画期間の終了日まで)	平成22年 8月31日	～	平成25年 3月31日
公表方法	<input type="checkbox"/> 掲示 掲示場所		
	<input checked="" type="checkbox"/> 窓口での閲覧 閲覧場所 名古屋支店 総務部 総務・広報グループ内		
	<input checked="" type="checkbox"/> (ホームページ) アドレス		
	<input type="checkbox"/> (冊子) 冊子名 http://www.chuden.co.jp		
	<input type="checkbox"/> (その他) (具体的に)		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

当社は、地球環境問題に積極的に対応するため、「中部電力グループ環境宣言」を制定しました。また、「中部電力グループ環境宣言」における4つの指針のもと、具体的な目標を定めた「アクションプラン」（別紙1）を策定し環境保全に取り組んでいます。なお、次期中期目標として、国内外で地球温暖化対策の中期目標とされている2020年度を新たな目標時期としました。

中部電力グループ環境宣言

環境理念

私たちはエネルギー産業に携わるものとして
自ら律して行動するとともに
地域や世界と連携しながら
地球環境の保全に努めます。

環境ビジョン

中部電力グループは、地球環境の保全をとおして
「持続的発展が可能な地域づくり」に貢献します。
～環境文化を共有できる企業グループへの変革～

指針1. 資源を有効に活用します

再生可能エネルギーの実用化と開発を進めます
エネルギーの効率的な利用を進めます

指針2. 環境への負荷を低減します

CO₂をはじめとする温室効果ガスの積極的な削減を進めます
循環型社会を目指しゼロエミッションに挑戦します

指針3. 環境管理レベルを向上します

環境への影響を的確に認識し環境経営を徹底します
環境に配慮した行動が自発的にできる人材を育成します

指針4. 環境についてコミュニケーションを深め 地域や世界との連携を強化します

環境とエネルギーに関する双方向コミュニケーションを強化します
従来の枠組みを超えて幅広い人々と連携し共に行動します

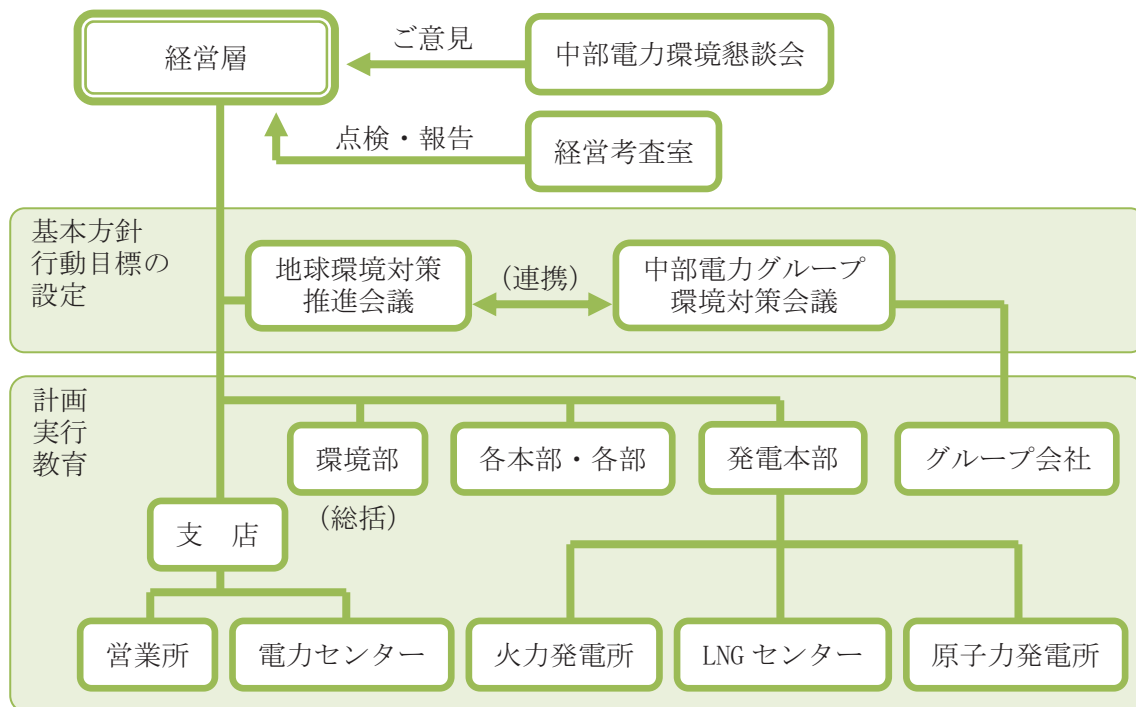
アクションプラン

項目		中期目標(平成 32 年(2020)年度)	
地球温暖化防止 CO ₂ 排出量の 削減	原子力発電の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性確保を前提に原子力発電設備の最大利用(設備利用率 85%) ・原子燃料のリサイクル推進 ・原子力発電所リブレース計画の推進、新規立地に向けた取り組みの継続 	
	再生可能エネルギー の開発推進	<ul style="list-style-type: none"> ・RPS 法*の各年度導入量の確実な達成 	
	省エネルギー の推進	火力発電所の 熱効率向上	<ul style="list-style-type: none"> ・既存設備の継続的な熱効率維持と上越火力の確実な開発および最適な運用により国内最高の水準を達成(総合熱効率 47%(低位発熱量基準))
		次世代自動車 の導入推進	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド車)の導入推進(1,500 台導入)
		家庭部門の 省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・エコキュートをはじめヒートポンプを中心に据えた高効率機器の普及拡大 ・エコライフ推進活動の積極的な展開
		業務・産業部門の 省エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ・中部電力およびグループ会社の技術やノウハウ等を活用したソリューションの提案
	CO ₂ 削減の研究	<ul style="list-style-type: none"> ・CO₂ 削減に関する研究の推進(次世代自動車の普及を支援する充電システムの研究開発、バイオマス燃料の有効利用、CO₂ 分離・回収・固定技術、生物利用による CO₂ 固定技術) 	
補完的取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・京都メカニズムの活用(次期枠組みへの適切な対応) 		
平成 20~24 年度における平均の CO ₂ 排出原単位 20%削減(平成 2 年度比) 平成 25 年度以降の次期枠組みへの適切な対応			
生物多様性の 保全	生物多様性に 配慮した事業活動	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した事業の実施 	
	環境保全活動 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・事業エリアの自然との調和、環境保全 ・自然再生活動、自然保全技術開発の推進(毎年 16,000 本の苗木を社外へ配布、累計 50 万本以上) 	
循環型社会の 形成	ゼロエミッション	<ul style="list-style-type: none"> ・中部電力およびグループ会社の廃棄物社外埋立処分量の削減(廃棄物の社外埋立処分率 1%未満) 	
	グリーン調達 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・中部電力およびグループ会社の事務用消耗品のグリーン調達率向上 	
化学物質管理	PCB 処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB 含有機器の確実な管理および処理の推進(平成 28 年度までに処理完了) 	
環境管理の徹底		<ul style="list-style-type: none"> ・中部電力およびグループ会社における環境マネジメントシステム(EMS)を活用した有効で効率的な業務改善の継続的な推進 	
環境に配慮した自発的行動ができる 人材の育成		<ul style="list-style-type: none"> ・中部電力およびグループ会社従業員の環境配慮意識の維持向上(ECOポイント活動への全員参加、ちゅうでんフォレスター累計 300 人育成) 	
地域とのコミュニケーション		<ul style="list-style-type: none"> ・地域と連携したエネルギーと環境に関する教育の充実 ・地域社会への積極的な環境活動の実施、地域企業との連携強化 	
世界との連携		<ul style="list-style-type: none"> ・中部電力およびグループ会社の技術やノウハウ等を活用した海外エネルギー事業の実施拡大 	

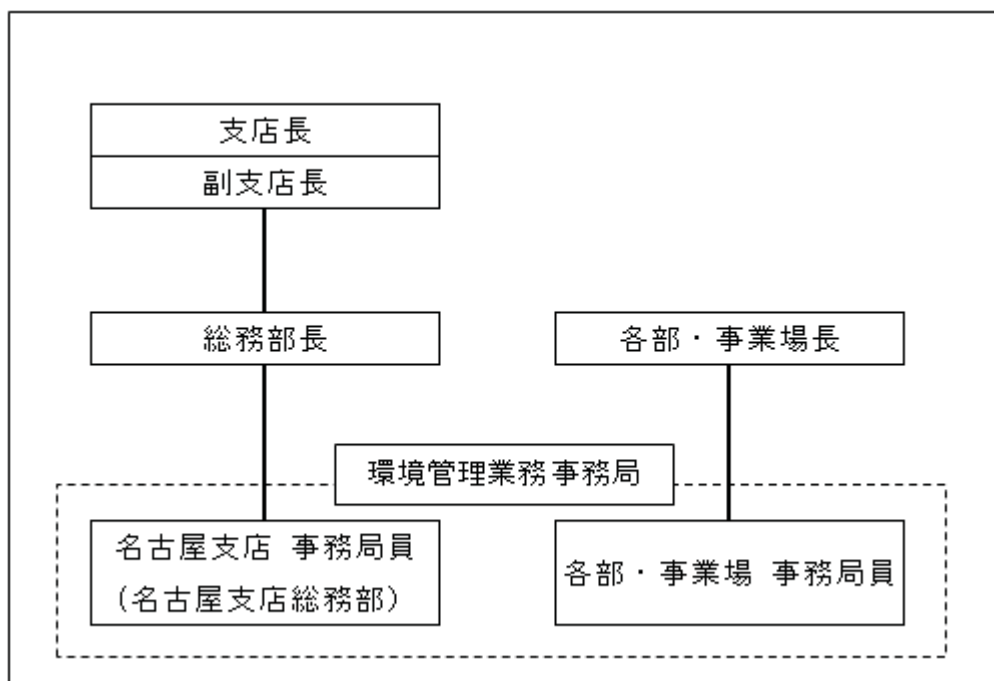
※「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)」では、電気事業者に太陽光、風力、バイオマス、小水力(1,000kW以下)等の国が定める新エネルギーの一定量以上の利用が義務付けられています。

(2) 地球温暖化の対策の推進体制

【 全 社 】



【 中電千代田ビル 】



②中電千代田ビルの地球温暖化対策に関する方針

【環境方針】

私たちは、環境法令およびその他要求事項を遵守し、以下の基本理念・基本方針に基づき行動します。

<基本理念>

私たちはエネルギー産業に携わる者として自らを律して行動するとともに、地域のお客さまと連携しながら地球環境保全に努めます。

<基本方針>

- 1 資源を有効活用します
- 2 環境への負荷を低減します
- 3 環境管理レベルを向上します
- 4 環境についてコミュニケーションを深め、地域やお客さまとの連携を強化します

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度(平成 21 年度)における温室効果ガスの排出の量(二酸化炭素換算)

(単位 t)

活動の区分	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	ハイドロフルオロカーボン	パーフルオロカーボン	六ふっ化硫黄	合計
燃料の使用	94.3						94
他人から供給された電気の使用	3939.9						3940
他人から供給された水の使用	11.7						12
他人への委託による一般廃棄物の焼却		0.002	1.3				1
他人への委託による産業廃棄物の焼却	60.1		1.3				61
合計 (総排出量)	4106	0	3				4109

※数値が四捨五入されて、合計に一致しない場合があります

5 温室効果ガスの排出の抑制に係る目標

(1) 計画期間の目標

ア 基準年度及び目標年度

基準年度	目標年度
平成21 年度	平成 24 年度

イ 抑制目標

<input checked="" type="checkbox"/> 温室効果ガスの総排出量の抑制目標(二酸化炭素換算)		
基準年度の排出量	目標年度の目標排出量	削減率
4,109 t	3,986 t	3.0 %削減

<input type="checkbox"/> 温室効果ガスの原単位あたりの排出量の抑制目標(二酸化炭素換算)			
原単位の指標	基準年度の原単位あたりの排出量	目標年度の原単位あたりの目標排出量	削減率
当たり	<input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> t	<input type="checkbox"/> kg <input type="checkbox"/> t	%削減

ウ 目標設定の考え方

エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)に基づき、削減目標を対前年比1%とし、22年度から24年度の3年間に、3%の削減を目標とする。

備考

- 1 原単位排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標に係る単位量当たりの温室効果ガスの排出の量をいいます。
- 2 基準年度とは計画期間の初年度の前年度をいい、目標年度とは計画期間の最終年度をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制等に係る取組

(1) 温室効果ガスの排出抑制に係る取組

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・ 省資源の実践 冷暖房	◇空調温度の省エネ設定 夏季6月～9月 28度 冬季12月～3月 20度 ◇クールビズ・ウォームビズの推進	◇平成21年度を基準として、 平成24年度までCO2排出 量の3%を削減
省エネルギー・ 省資源の実践 照明	◇不要な照明の電源OFF ・執務室、廊下の間引照明、昼休みの 消灯 ・トイレ照明の昼間消灯 ・会議室、応接室等の不使用時の 照明OFF	
省エネルギー・ 省資源の実践 OA機器	◇退社時のパソコンの電源OFF	
自動車等輸送機関に関 する対策	◇駐車時のアイドリングストップの実施	
廃棄物の排出抑制	◇紙使用量の削減 両面コピー、裏紙使用等による用紙 削減 ◇ゴミの分別回収・リサイクルの実施	

(2) 環境保全の日等に特に推進すべき取組

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標

(3) その他の地球温暖化対策に係る取組

具体的な取組の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への環境教育の実施 ・名古屋市エコ事業所認定の更新 ・事務用消耗品等のグリーン購入の推進